

関税率法施行令及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文目次

- 関税率法施行令（昭和二十九年政令第五百十五号）（抄）（第一条関係） 1
- 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）（抄）（第二条関係） 2

改 正 案	現 行
<p>（条約の規定による特定用途免税貨物の指定） 第二十五条の二 法第十五条第一項第十号（特定用途免税）に規定する政令で定める貨物は、次に掲げる貨物とする。</p> <p>一 （省 略）</p> <p>二 原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約（第二十五条の四において「原子力事故等の援助条約」という。）<u>第八条3(a)（特権、免除及び便益）の規定に該当する貨物</u></p> <p>三 民生用国際宇宙基地のための協力に関するカナダ政府、欧州宇宙機関の加盟国政府、日本国政府、ロシア連邦政府及びアメリカ合衆国政府の間の協定第十八条3（<u>関税及び出入国</u>）の規定に該当する貨物</p> <p>四 核融合エネルギーの研究分野におけるより広範な取組を通じた活動の共同による実施に関する日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定第十三条1（<u>租税</u>）の規定に該当する貨物</p> <p>五 平和的目的のための月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の<u>枠組協定第五条A（税及び手数料）の規定に該当する貨物（第三号に掲げる貨物を除く。）</u></p>	<p>（条約の規定による特定用途免税貨物の指定） 第二十五条の二 法第十五条第一項第十号（条約の規定による特定用途免税）に規定する政令で定める貨物は、次に掲げる貨物とする。</p> <p>一 同 上</p> <p>二 原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約（第二十五条の四において「原子力事故等の援助条約」という。）<u>第八条3(a)の規定に該当する貨物</u></p> <p>三 民生用国際宇宙基地のための協力に関するカナダ政府、欧州宇宙機関の加盟国政府、日本国政府、ロシア連邦政府及びアメリカ合衆国政府の間の協定第十八条3の規定に該当する貨物</p> <p>四 核融合エネルギーの研究分野におけるより広範な取組を通じた活動の共同による実施に関する日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定第十三条1の規定に該当する貨物</p> <p>（新 設）</p>

○ 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）（抄）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（関税を免除する物品に係る内国消費税についての免税等の手続等）</p> <p>第十三条（省 略）</p> <p>2 4（省 略）</p> <p>5 法第十三条第一項第二号に規定する政令で定めるものは、関税定率法施行令第二十五条の二第二号から第五号まで（条約の規定による特定用途免税貨物の指定）に掲げる貨物とする。</p> <p>6・7（省 略）</p>	<p>（関税を免除する物品に係る内国消費税についての免税等の手続等）</p> <p>第十三条 同 上</p> <p>2 4 同 上</p> <p>5 法第十三条第一項第二号に規定する政令で定めるものは、関税定率法施行令第二十五条の二第二号から第四号まで（条約の規定による特定用途免税貨物の指定）に掲げる貨物とする。</p> <p>6・7 同 上</p>